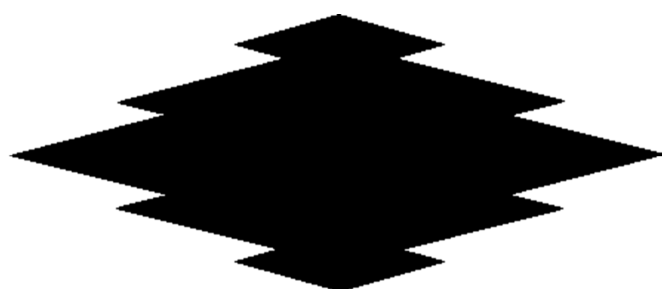


新 発 田 市 の 人 口

(令和 2 年国勢調査結果)



新 発 田 市

ま え が き

令和2年10月1日現在で実施された国勢調査結果報告書「新発田市の人口」を刊行します。

人口の基本的な事項をはじめ、従業地、通学地、就業状態、住宅の利用状況等を収録した本冊子が、行政や各方面で基礎資料として広く利用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたりご協力をいただきました調査員の方々をはじめ市民各位に厚くお礼申し上げます。

令和5年4月

新発田市長 二 階 堂 馨

ご 利 用 に あ た っ て

- 1 本書は令和2年10月1日現在で実施された「令和2年国勢調査」における本市の結果を収録したものです。
- 2 本書は利用者の便宜を図るため、総務省統計局の集計結果の公表値に加え、本市独自の集計による地区別の数値を収録したものです。
- 3 百分率や数値の単位未満の端数は四捨五入を原則としたため、内訳の合計が総数と一致しないものがあります。
- 4 統計表中の符号は、次のとおりです。
 - 「－」・・・該当数値がないもの
 - 「…」・・・調査項目がないため不明なもの
 - 「△」・・・負数または減少
 - 「0.0」・・・表章単位に満たないもの
- 5 公表された内容の詳細は、下記の政府統計総合窓口（e-Stat）をご覧ください。
政府統計総合窓口（e-Stat） <https://www.e-stat.go.jp/>
- 6 本書の利用にあたってのご意見・ご質問は、新発田市情報政策課統計係へご連絡ください。

〒957－8686 新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

係直通電話（0254）28－9621

市代表電話（0254）22－3030

目 次

用語の解説	1
-------	---

I 国勢調査結果の概要

1 人口	1 1
2 世帯	2 0
3 住宅	2 1
4 高齢者	2 3
5 労働力	2 7

II 統計表

第 1 表 人口（総数及び男女別）	3 1
第 2 表 世帯数（総数及び世帯の種類（2 区分）別）	3 1
第 3 表 面積及び人口密度	3 1
第 4 表 人口集中地区（D I D s）の人口、面積及び人口密度	3 1
第 5 表 世帯、人口の推移	3 2
第 6 表 地区別組替人口	3 3
第 7 表 年齢（5 歳階級）、男女別人口	3 4
第 8 表 人口集中地区（D I D s）の年齢（5 歳階級）、男女別人口	3 5
第 9 表 世帯の家族類型（1 6 区分）別一般世帯数、一般世帯人員及び 1 世帯当たり親族人員（6 歳未満・1 8 歳未満・6 5 歳以上 世帯員のいる一般世帯－特掲）	3 6
第 1 0 表 世帯人員（7 区分）別一般世帯数及び一般世帯人員 （6 歳未満・1 8 歳未満・6 5 歳以上世帯員のいる一般世帯）	3 8
第 1 1 表 地区別世帯の種類（2 区分）、世帯人員（7 区分）別 世帯数及び世帯人員	3 8
第 1 2 表 配偶関係（4 区分）、年齢（5 歳階級）、 男女別 1 5 歳以上人口	4 0

第13表	住宅の建て方（6区分）、住宅の種類・住宅の所有の関係 （5区分）別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員並びに 1世帯当たり人員（65歳以上世帯員のいる主世帯－特掲）……………	41
第14表	国籍（11区分）、男女別外国人数……………	42
第15表	子供の数（3区分）別ひとり親世帯数、ひとり親世帯人員及び 1世帯当たり子供の数（6歳未満の子供のいる世帯－特掲）……………	42
第16表	年齢（5歳階級）、男女別高齢単身者数 （60歳以上の単独世帯人員）……………	43
第17表	夫の年齢（5歳階級）、妻の年齢（5歳階級）別高齢夫婦世帯数……	43
第18表	都市計画の地域区分（6区分）、男女別人口、世帯の種類 （2区分）別世帯数及び世帯人員……………	44
第19表	労働力状態、男女別15歳以上人口……………	45
第20表	産業（大分類）、従業上の地位（3区分）、 男女別15歳以上就業者数……………	46
第21表	職業（大分類）、男女別15歳以上就業者数及び平均年齢……………	48
第22表	常住地による従業・通学市区町村別15歳以上就業者数及び 15歳以上通学者数（新発田市に常住している者）……………	50
第23表	従業地、通学地による常住市区町村別15歳以上就業者数及び 15歳以上通学者数（新発田市に就業・通学している者）……………	51
第24表	町丁字別世帯数及び年齢（5歳階級）、男女別人口……………	52
第25表	令和2年国勢調査における県内20市及び新発田圏の概況……………	76

用 語 の 解 説

人 口

本書における人口は、調査時に調査の地域（新発田市）に常住している者、すなわち「常住人口」である。

「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している」とみなして、その場所で開催した。

- 1 学校教育法に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る）に引き続き3か月以上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

面 積

面積は、国土交通省国土地理院が公表した令和2年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものである。

年 齢

年齢は、令和2年9月30日現在による満年齢を基に集計している。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状況により、次のように区分した。

未 婚・・・まだ結婚したことのない者
有配偶・・・届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死 別・・・配偶者と死別して独身の者
離 別・・・配偶者と離別して独身の者
不 詳・・・未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国 籍

国籍は、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人・・・日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人・・・調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒・・・学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・診療所の入院者・・・病院・診療所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者・・・老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者・・・自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者・・・刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他・・・定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

なお、施設等の世帯における世帯の単位は、(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人とした。

世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する人(世帯員)の数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
 - B 非親族を含む世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
 - C 単 独 世 帯・・・世帯人員が一人の世帯
- 世帯の家族類型「不詳」・・・世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ①夫婦と夫の両親から成る世帯
 - ②夫婦と妻の両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ①夫婦と夫のひとり親から成る世帯
 - ②夫婦と妻のひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ①夫婦、子供と夫の両親から成る世帯
 - ②夫婦、子供と妻の両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ①夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯
 - ②夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
 - ①夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ②夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ①夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ②夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）とは、「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子供により判定している。例えば、離別の45歳の「世帯主」、未婚の18歳の「子」、未婚の1歳の「孫」のような世帯は、「子」と「孫」の関係を母子世帯とする。

65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

65歳以上世帯員の単独世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住 宅・・・一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む）
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

住 宅 以 外・・・寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所など居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住居の種類「不詳」・・・未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

1 主世帯・・・「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

（1）持 ち 家・・・居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

（2）公 営 の 借 家・・・その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

（3）都市再生機構・公社の借家・・・その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

- (4) 民 営 の 借 家・・・その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
- (5) 給 与 住 宅・・・勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合
なお、家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
- 2 間借り・・・他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公社の借家、都市再生機構・公社の借家、民間の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

- 1 一 戸 建・・・1建物が1住宅であるもの
なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。
- 2 長 屋 建・・・二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
いわゆる「テラスハウス」も含む。
- 3 共同住宅・・・棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの
なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。
また、建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。
- 4 そ の 他・・・上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口集中地区

「都市的地域」の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものである。

令和2年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- 1 令和2年国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という）を基礎単位とする。
- 2 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接していること。
- 3 それらの隣接した地域の人口が令和2年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、文教レクリエーション施設（学校・神社等）、産業施設（工場・事務所等）、公共及び社会福祉施設（官公庁・病院等）のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記2の基本単位区等に隣接している場合には、上記2を構成する地域に含める。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分した。

項目名		内容
常住地による人口（夜間人口）		(a) 当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(f)+(k)
	従業も進学もしていない	(b) 常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
	自市区町村で従業・通学	(c) 常住者のうち、従業地が「自宅」又は従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者 (c)=(d)+(e)
	自宅に従業	(d) 常住者のうち、従業地が「自宅」の者
	自宅外の自市区町村で従業・通学	(e) 常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
	他市区町村で従業・通学	(f) 常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者 (f)=(g)+(h)+(i)+(j)
	自市内他区で従業・通学	(g) 常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内又は東京都特別区内で他区の者
	県内他市町村で従業・通学	(h) 常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県で従業・通学	(i) 常住者のうち、従業・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
	従業・通学市区町村「不詳・外国」	(j) 常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（都道府県、市区町村）が不詳及び外国の者
	従業地・通学地「不詳」	(k) 常住者のうち、従業地・通学地が「不詳」の者及び労働力状態が不詳の者
	（再掲）流出入口	(l) 当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者 市町村 (l)=(h)+(i)
従業地・通学地による人口（昼間人口）		(m) 夜間人口から「流出入口」を除き、「流入人口」を加えたもの 市町村 (m)=(b)+(c)+(g)+(j)+(k)+(p)+(q)
	うち他市区町村に常住	(n) 通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者 (n)=(o)+(p)+(q)

	自市内他区に常住	(o)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者又は東京都特別区内で他区の者
	県内他市町村に常住	(p)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県に常住	(q)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者
	(再掲) 従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者	(r)	従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で、当該地域に常住している者
	(再掲) 流入人口	(s)	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者 市町村(s)=(p)+(q)
昼夜間人口比率		(t)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 $(m)/(a) \times 100$

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことだが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

また、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含む。ただし、この昼間人口には、買い物客など非定常的な移動は考慮していない。

平成22年以降の調査では、従業地・通学地の集計に際し、年齢「不詳」の者も集計対象としている。

労働力状態

15歳以上の人について、令和2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

15歳以上人口	労働力人口	就業者	主に仕事
			家事的ほか仕事
			通学のかたわら仕事
	非労働力人口	完全失業者	休業者
労働力状態「不詳」	非労働力人口	家事 通学 その他	

各区分の内容は以下のとおり。

1 労働力人口・・・就業者と完全失業者を合わせたもの

(1) 就業者・・・調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者
なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

イ 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

①主 に 仕 事・・・主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

②家事のほか仕事・・・主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

③通学のかたわら仕事・・・主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

④休 業 者・・・ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

イ 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

(2) 完全失業者・・・調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

2 非労働力人口・・・調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

(1) 家 事・・・自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(2) 通 学・・・主に通学していた場合

(3) そ の 他・・・上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

(4) 労働力状態「不詳」・・・未回答などにより労働力状態が判定できない場合

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含まない。

従業上の地位

就業者を、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

- 1 雇 用 者・・・会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
なお、雇用者は「正規の職員・従業員」、「労働派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の3区分とした。
- 2 役 員・・・会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- 3 雇人のある業主・・・個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- 4 雇人のない業主・・・個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- 5 家 族 従 業 者・・・農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- 6 家 庭 内 職 者・・・家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
- 7 従業上の地位「不詳」・・・未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産 業

産業は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）によって分類した。

令和２年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）を基に再編成したもので、２０項目の大分類、８２項目の中分類、２５３項目の小分類から成っている。

第１次産業			A 農業，林業	
			B 漁業	
			C 鉱業，採石業，砂利採取業	
第２次産業			D 建設業	
			E 製造業	
			F 電気・ガス・熱供給・水道業	
			G 情報通信業	
			H 運輸業，郵便業	
			I 卸売業，小売業	
			J 金融業，保険業	
第３次産業			K 不動産業，物品賃貸業	
			L 学術研究，専門・技術サービス業	
			M 宿泊業，飲食サービス業	
			N 生活関連サービス業，娯楽業	
			O 教育，学習支援業	
			P 医療，福祉	
			Q 複合サービス事業	
			R サービス業（他に分類されないもの）	
			S 公務（他に分類されるものを除く）	
			T 分類不能の産業	

なお、「T 分類不能の産業」は産業大分類の３部門には含まない。

I 国勢調査結果の概要

1 人 口

○新発田市の人口94,927人、世帯数35,191世帯

令和2年10月1日現在で行われた国勢調査の結果、新発田市の人口は94,927人で、前回の平成27年の98,611人に比べ、3,684人（3.7%）の減少となった。

世帯数は35,191世帯で、平成27年の34,186世帯に比べ、1,005世帯（2.9%）の増加となった。

昭和30年まで遡って人口の推移をみると、昭和50年の調査で若干減少し、その後は毎回増加を続けてきたが、平成22年の調査以降は減少が続いている。ただし、現在の行政区域に組み替えた人口では、平成7年の調査をピークに減少している。（表1）

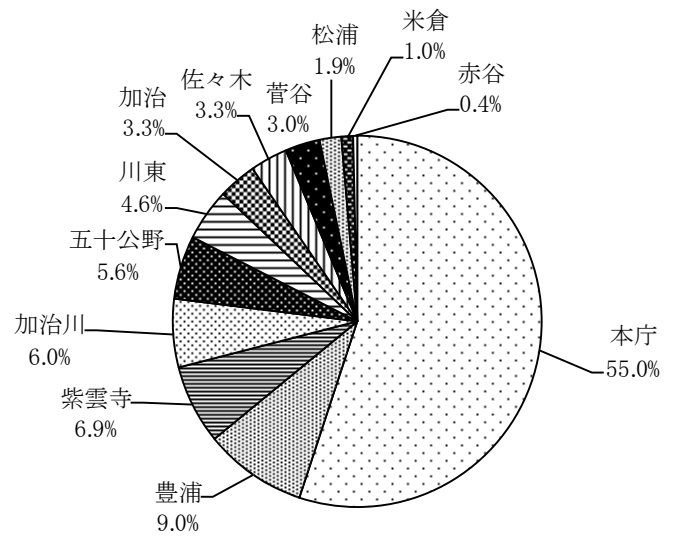
（表1）世帯数、人口の推移

年 次	世帯数	人 口			※現在の行政区 域に組み替えた 世帯数	※現在の行政区 域に組み替えた 人口
		総 数	実 数	増減率		
	世帯	人	人	%	世帯	人
昭和30年	12,098	68,146	-	-	18,426	108,063
35	14,284	73,886	5,740	8.4	19,366	103,738
40	15,744	73,992	106	0.1	20,984	102,287
45	17,425	74,459	467	0.6	22,818	101,245
50	18,567	74,025	△ 434	△ 0.6	24,180	99,746
55	19,860	76,209	2,184	3.0	25,606	102,134
60	20,538	77,219	1,010	1.3	26,495	103,552
平成2年	21,657	78,170	951	1.2	27,773	104,499
7	23,940	80,498	2,328	3.0	30,274	106,563
12	25,467	80,734	236	0.3	31,925	106,016
17	32,958	104,634	23,900	29.6	32,958	104,634
22	33,445	101,202	△ 3,432	△ 3.3	33,445	101,202
27	34,186	98,611	△ 2,591	△ 2.6	34,186	98,611
令和2年	35,191	94,927	△ 3,684	△ 3.7	35,191	94,927

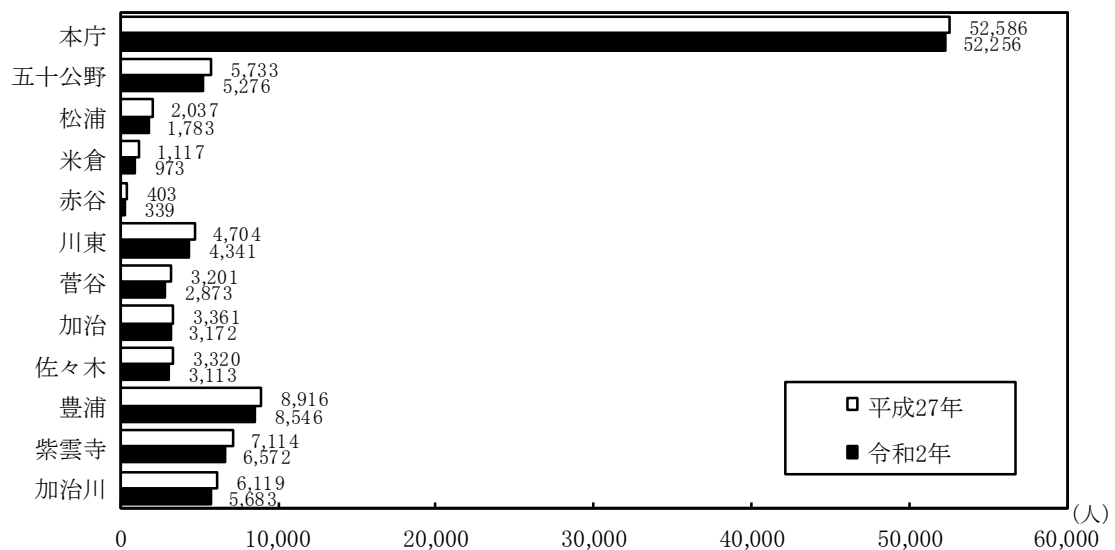
新発田市を12地区に分けた地区別の人口構成比は、本庁地区が約55%を占め、次いで豊浦地区、紫雲寺地区、加治川地区、五十公野地区、川東地区、加治地区、佐々木地区、菅谷地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区の順となった。(図A)

また、前回調査時では、本庁地区のみで人口が増加していたが、本調査においては、全ての地区で対前回比が減少している。(図B)

(図A) 地区別人口構成比



(図B) 地区別人口(H27-R2)



○年少人口及び生産年齢人口が減少、老年人口は増加

令和2年の人口を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分別で見ると、年少人口が11,067人（全体の11.7%）、生産年齢人口は52,607人（同55.8%）、老年人口は30,646人（同32.5%）となった。

これらを平成27年と比較すると、年少人口は763人（6.4%）減少し、生産年齢人口も4,771人（8.3%）減少となったが、老年人口は1,536人（5.3%）増加となった。昭和35年以降の推移をみても、年少人口は毎回減少しているのに対し、老年人口は増加している。（表2、図C）

（表2）年齢(3区分)別人口及び構成比、老年化指数の推移

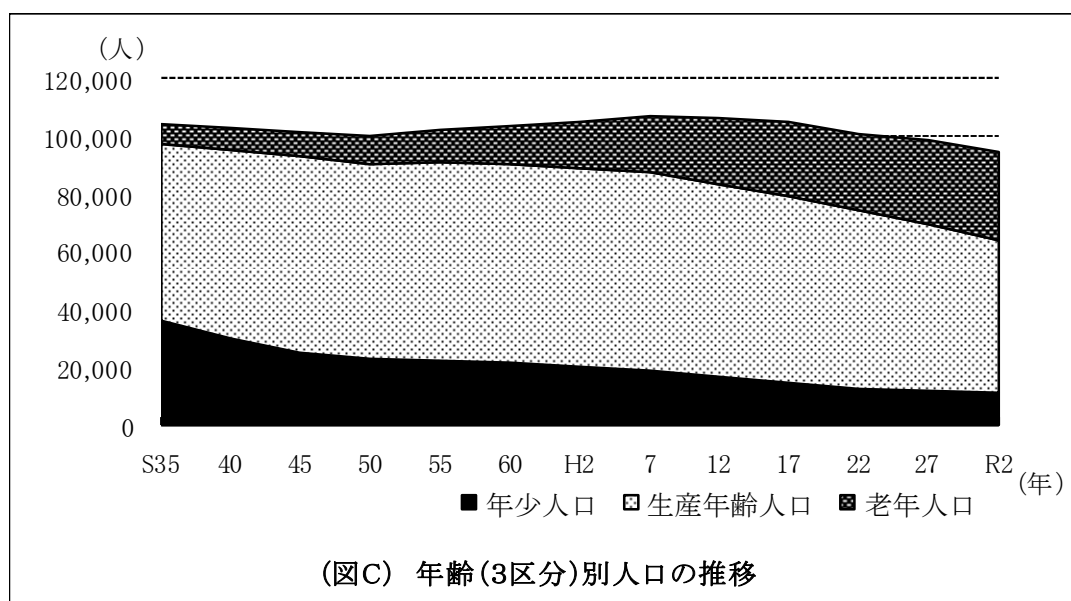
年次	総数	不詳	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		老年化 指数
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
	人	人	人	%	人	%	人	%	%
昭和35年	103,738	－	35,712	34.4	61,555	59.3	6,471	6.2	18.1
40	102,287	－	29,859	29.2	65,314	63.9	7,114	7.0	23.8
45	101,245	－	25,059	24.8	68,064	67.2	8,122	8.0	32.4
50	99,746	3	22,802	22.9	67,187	67.4	9,754	9.8	42.8
55	102,134	10	22,162	21.7	68,401	67.0	11,561	11.3	52.2
60	103,552	20	21,591	20.9	68,534	66.2	13,407	12.9	62.1
平成2年	104,499	23	19,934	19.1	68,610	65.7	15,932	15.2	79.9
7	106,563	7	18,224	17.1	68,806	64.6	19,526	18.3	107.1
12	106,016	20	16,266	15.3	66,977	63.2	22,753	21.5	139.9
17	104,634	1	14,201	13.6	65,114	62.2	25,318	24.2	178.3
22	101,202	336	12,545	12.4	61,747	61.2	26,574	26.3	211.8
27	98,611	293	11,830	12.0	57,378	58.4	29,110	29.6	246.1
令和2年	94,927	607	11,067	11.7	52,607	55.8	30,646	32.5	276.9

※総数に年齢不詳を含む。

※構成比＝年齢別人口÷（総数－年齢不詳）×100

※老年化指数＝老年人口÷年少人口×100

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。



人口の年齢構造を表す老年化指数（老年人口の年少人口に対する比率）は、昭和35年では18.1％であった。その後は急速に上昇し、平成7年では107.1％となり、年少人口と老年人口が逆転した。令和2年では276.9％となり、調査ごとにその差はさらに拡大している。

また、当市の平均年齢は49.7歳、年齢中位数は51.8歳となっている。これらの値は新潟県全体の結果とほぼ同じであり、県内市部の結果よりは若干年齢が低くなっている。（表3）

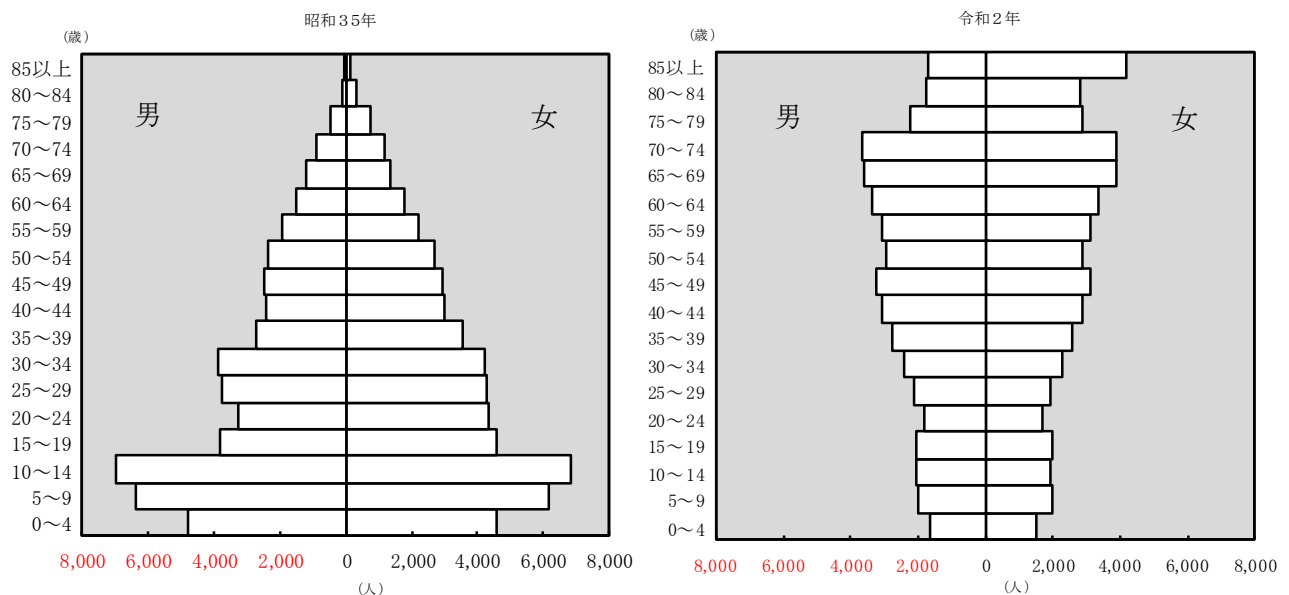
（表3）平均年齢、年齢中位数

区 分	平均年齢			年齢中位数		
	総 数	男	女	総 数	男	女
	歳	歳	歳	歳	歳	歳
新発田市	49.7	47.6	51.7	51.8	49.3	54.4
新潟県	50.0	48.1	51.8	51.8	49.7	53.9
市部	51.4	49.4	53.4	54.1	51.8	56.6
郡部	53.1	50.9	55.2	56.9	54.3	59.4

※年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のこと。

人口を年齢（５歳階級）別でみると、昭和３５年では１０～１４歳の人口が最も多く、次いで５～９歳が多かった。一方、令和２年では７０～７４歳が最も多く、次いで６５～６９歳が多い。このことは、昭和３５年に最も多かった世代が、そのまま令和２年で最も多い世代となったといえる。

人口ピラミッドでみると、各年齢階級の構成比は大きく変わっていることが分かる。昭和３５年では、年齢が上の階級ほど人口が少なくなる傾向にあり、比較的ピラミッドに近い形であった。一方で、令和２年の場合、６５～６９歳以下の階級では年齢が下の階級ほど人口が少なくなる傾向にあり、また、６０歳以上の階級では人口が大きく増加したため、その形はつぼ型へと大きく変化した。令和２年の８５歳以上の人口は、男性に比べて女性が特に多くなっている。（図Ｄ）



(図D) 人口ピラミッド

○女性１００人に対し男性９３．９人

男女別人口は、男４５，９６３人、女４８，９６４人で、男性は女性に比べ３，００１人少なかった。性比（女性１００人に対する男性の数）は９３．９％で、平成２７年の調査時より１．３ポイント増加した。（表４）

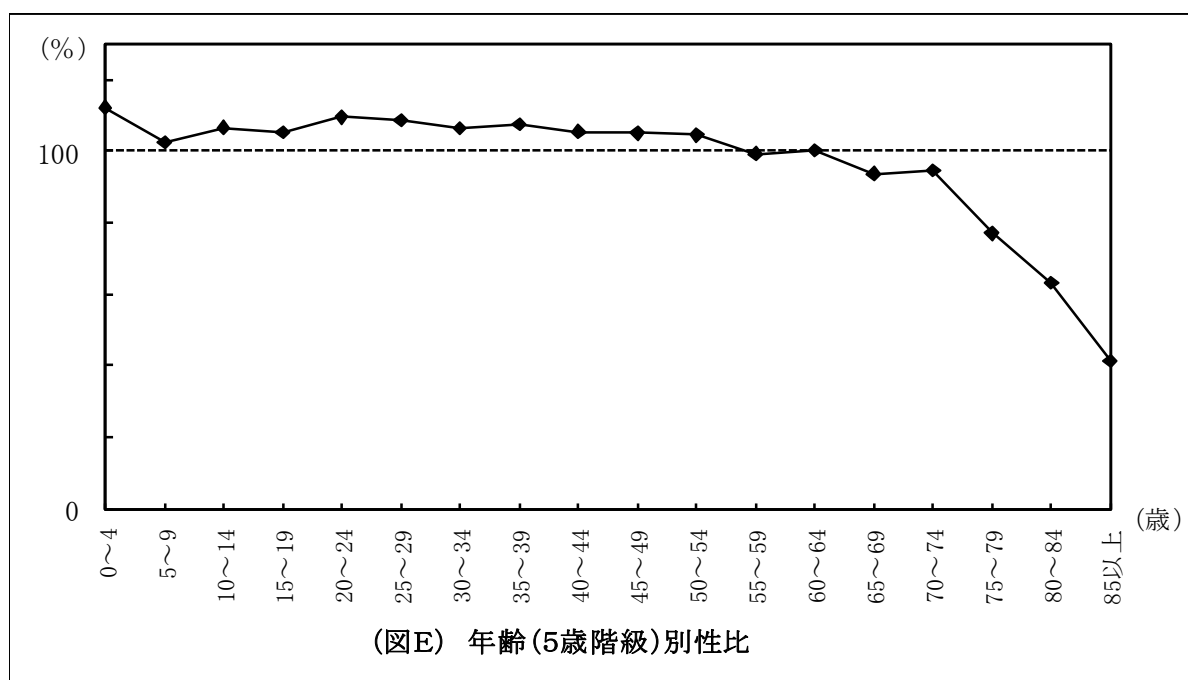
（表４）性比の推移

区 分	昭和 45年	50	55	60	平成 2年	7	12	17	22	27	令和 2年
総 数	101,245	99,746	102,134	103,552	104,499	106,563	106,016	104,634	101,202	98,611	94,927
男	48,742	47,968	49,445	49,884	50,257	51,448	51,244	50,431	48,606	47,412	45,963
女	52,503	51,778	52,689	53,668	54,242	55,115	54,772	54,203	52,596	51,199	48,964
性比(%)	92.8	92.6	93.8	92.9	92.7	93.3	93.6	93.0	92.4	92.6	93.9

※性比＝男性人口÷女性人口×100

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

年齢階層別の性比をみると、比較的低い年齢では１００％を超え、６５～６９歳以上の階級では、年齢が高いほど性比が低く（女性が多く）なる傾向にある。このことから、男子のほう女子より出生率が高く、それに対し、女性のほうが長寿であるといえる。（図Ｅ）



○未婚率男性 31.3%、女性 19.7%

15歳以上人口の配偶関係をみると、男性は未婚者の割合（未婚率）が31.3%、有配偶者の割合が60.7%となり、女性はそれぞれ19.7%、56.2%となっている。

昭和50年以降の推移をみると、男性の未婚率は昭和60年の25.0%が最も低く、以降は調査ごとに未婚率が増加している。女性の未婚率も調査ごとに増加傾向にある。また、有配偶者の割合は男女ともに減少傾向にある。（表5）

（表5）15歳以上人口の男女、配偶関係別割合の推移

年 次	男				女			
	未 婚	有配偶	死 別	離 別	未 婚	有配偶	死 別	離 別
	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和50年	25.4	71.1	2.9	0.6	18.6	64.6	15.0	1.8
55	25.7	70.7	2.8	0.8	17.6	65.5	14.9	2.0
60	25.0	71.0	2.9	1.1	17.0	64.9	15.5	2.6
平成2年	25.7	70.0	2.9	1.4	17.6	64.1	15.5	2.9
7	28.0	67.4	2.9	1.7	19.1	62.1	15.7	3.2
12	28.7	66.0	3.0	2.4	19.3	60.9	16.0	3.8
17	29.7	64.1	3.2	3.0	19.7	58.9	16.8	4.5
22	30.2	63.1	3.3	3.4	19.4	58.0	17.4	5.2
27	30.8	61.9	3.5	3.8	19.6	56.7	17.9	5.7
令和2年	31.3	60.7	3.5	4.3	19.7	56.2	17.6	6.2

※配偶関係別割合＝配偶関係別人口÷（15歳以上人口－配偶関係不詳）×100

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

年齢階級別に未婚率をみると、30～34歳では、男性はおよそ2人に1人（49.5%）、女性は3人に1人以上（35.1%）が未婚であり、35～39歳では、男性は3人に1人以上（37.2%）、女性はおよそ4人に1人（24.1%）が未婚となっている。女性より男性の未婚率の方が高くなっている。

平成12年と令和2年の未婚率を比較すると、男性の30～34歳では8.4ポイント、35～39歳では10.3ポイント、40～44歳では11.3ポイント上昇している。また、女性の未婚率についても、30～34歳において12.7ポイント、35～39歳では12.6ポイント、40～44歳では12.2ポイント上昇している。

男女ともに未婚率が上昇していることは、少子化進行の原因の一つになっていると考えられる。(表6)

(表6) 15歳以上人口年齢(5歳階級)、男女別未婚率

区 分	男		女	
	平成12年	令和2年	平成12年	令和2年
	%	%	%	%
15～19 歳	99.3	99.5	98.8	99.8
20～24	89.1	92.3	83.3	89.5
25～29	66.7	70.1	48.8	57.5
30～34	41.1	49.5	22.3	35.1
35～39	26.9	37.2	11.5	24.1
40～44	20.3	31.5	7.3	19.4
45～49	16.1	31.3	4.6	16.2
50～54	9.3	26.7	3.3	13.2
55～59	4.7	21.9	3.4	9.4
60～64	3.3	17.1	3.3	5.9
65～69	1.9	12.9	3.8	4.2
70～74	0.9	8.1	3.8	3.4
75～79	0.9	4.1	3.2	2.9
80～84	1.2	2.2	2.9	2.4
85 歳以上	1.1	0.9	0.9	2.7

※未婚率＝未婚者数÷年齢別人口×100

※平成7年の数値は合併前4市町村の合算値。

○外国人数574人

新発田市に住む外国人人口は年々増加している。令和2年の外国人は574人で、平成27年に比べて174人(43.5%)増加した。国籍別では、中国が196人(全体の34.1%)で最も多く、次いでベトナムの89人(同15.5%)、フィリピンの66人(同11.5%)となっている。

また、国籍別の人口の推移をみると、中国及びフィリピン、ベトナム等の東南アジアの人口は、調査ごとに増加傾向にある。一方で、イギリス、アメリカ、ブラジルの人口は、調査年ごとに異なる。(表7)

(表7) 国籍別外国人人口

年 次	総数	韓国、 朝鮮	中国	東南アジア、南アジア							イギ リス	アメ リカ	ブラ ジル	ペル ー	その 他
				フィリ ピン	タイ	インド ネシア	ベト ナム	インド	ネパ ール	その 他					
平成12年	258	68	86	27	10	…	…	…	…	26	2	20	8	－	11
17	352	57	110	47	18	2	－	…	…	…	4	15	11	－	88
22	392	50	164	48	12	1	5	…	…	…	4	14	8	－	86
27	400	37	176	46	19	2	16	－	…	…	1	16	14	－	73
令和2年	574	40	196	66	20	6	89	－	4	…	2	10	7	－	134

※総数及びその他に無国籍及び国名不詳を含む。

※平成12年の数値は合併前4市町村の合算値。

○人口集中地区（D I D s）人口49,405人

令和2年の人口集中地区人口は49,405人、面積は10.65km²、人口密度は4,639.0人である。平成27年と比較すると、人口は1,037人増加、面積は0.94km²増加し、人口密度は342.3人/km²減少した。

昭和45年以降、人口集中地区人口と面積は増加傾向で推移しているが、人口密度は減少を続けている。（表8）

(表8) 人口集中地区(DIDs)人口、面積及び人口密度の推移

区 分	人 口	面 積	人口密度 (1km ² 当たり)
	人	km ²	人
昭和45年	32,921	4.0	8,230.3
50	35,327	5.1	6,926.9
55	36,341	5.5	6,607.5
60	38,877	6.5	5,981.1
平成2年	41,060	7.2	5,702.8
7	46,237	8.4	5,504.4
12	48,546	9.00	5,394.0
17	48,629	9.21	5,280.0
22	48,241	9.49	5,083.4
27	48,368	9.71	4,981.3
令和2年	49,405	10.65	4,639.0

※紫雲寺地区、加治川地区に人口集中地区はない。

○昼間人口 91,958 人、夜間人口 94,927 人

昼間人口は 91,958 人、夜間人口（常住人口）は 94,927 人で、昼間人口に比べ夜間人口のほうが多い。これは、従業地・通学地による人口（昼間人口）が常住している人口（夜間人口）を下回る結果であり、通勤・通学人口の流出超過をあらわすものである。（表 9）

（表 9） 昼間人口及び夜間人口

昼間人口	夜間人口（常住人口）
91,958	94,927

※昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口

2 世 帯

○1 世帯当たりの平均人員 2.63 人

一般世帯数は 35,126 世帯、一般世帯人員は 92,320 人であった。平成 27 年に比べ、一般世帯数は 984 世帯（2.9%）増加したが、世帯人員は 3,931 人（4.1%）減少した。

一般世帯の 1 世帯当たり人員は 2.63 人で、平成 27 年に比べ 0.19 人減少し、「一般世帯」として集計が始まった昭和 60 年から減少が続いている。（表 10）

（表 10） 1 世帯当たり平均人員の推移

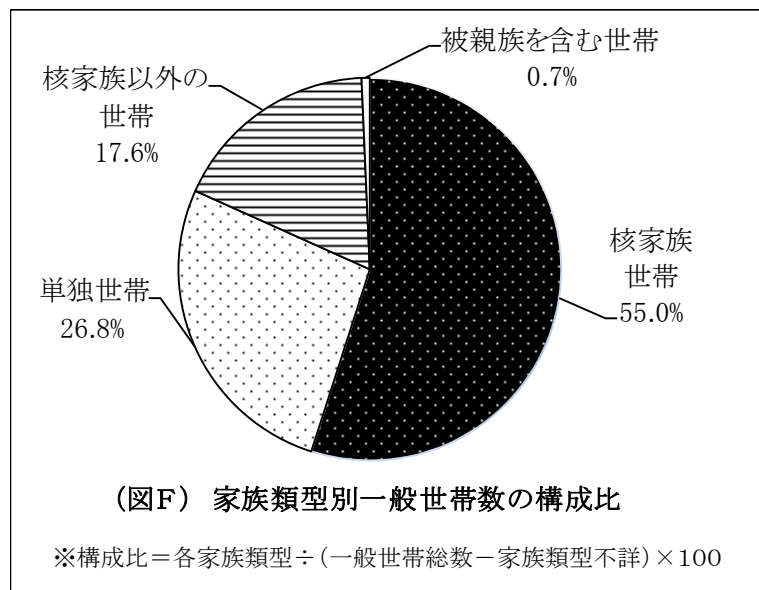
区 分	昭和 60 年	平成 2 年	7	12	17	22	27	令和 2 年
一般世帯	26,453	27,716	30,238	31,860	32,920	33,402	34,142	35,126
一般世帯人員	102,099	102,953	105,169	104,663	102,809	99,087	96,251	92,320
1 世帯当たり人員	3.86	3.71	3.48	3.29	3.12	2.97	2.82	2.63

※平成 12 年以前の数値は合併前 4 市町村の合算値。

○核家族世帯 19,279 世帯

一般世帯のうち核家族世帯は 19,279 世帯（一般世帯の 55.0%）で、平成 27 年に比べ 1,057 世帯（5.8%）増加した。

また、単独世帯は 9,386 世帯（一般世帯の 26.8%）で、平成 27 年に比べ 1,263 世帯（15.5%）増加した。（図 F、表 11）



(表11) 家族類型別一般世帯数の推移

年 次	一般世帯					
	総 数	親族のみの世帯			非親族を 含む世帯	単独世帯
		総 数	核家族 世帯	核家族以外 の世帯		
平成12年	31,860	26,088	16,213	9,875	69	5,703
17	32,920	26,254	16,928	9,326	117	6,549
22	33,402	26,001	17,475	8,526	231	7,154
27	34,142	25,768	18,222	7,546	223	8,123
令和2年	35,126	25,452	19,279	6,173	245	9,386

※平成22年以降の総数に、家族類型不詳を含む。

※平成12年の数値は合併前4市町村の合算値。

3 住 宅

○持ち家率79.3%

住宅に住む一般世帯34,854世帯を住宅の所有関係別にみると、持ち家に住む世帯が27,429世帯（全体の78.7%）で最も多く、続いて民営の借家に住む世帯が6,362世帯（同18.3%）であり、これら二つの住宅に住む世帯（33,791世帯）が全体の97.0%を占めている。

平成12年からの推移をみると、住宅に住む一般世帯の持ち家率は調査毎に多少の増減があるものの、持ち家世帯数は増加していることが分かる。（表12）

(表12) 住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯数の推移

年 次	総 数	主世帯					間借り
		総 数	持ち家	公営・ 都市機構・ 公社の借家	民営の 借家	給与住宅	
平成12年	31,566	31,379	25,174	265	5,220	720	187
17	32,697	32,455	25,719	270	5,813	653	242
22	33,130	32,899	26,376	265	5,673	585	231
27	33,833	33,625	26,844	244	6,013	524	208
令和2年	34,854	34,631	27,429	250	6,362	590	223

※平成12年の数値は合併前4市町村の合算値。

〇一戸建率81.6%

住宅に住む一般世帯を住宅の建て方別にみると、一戸建が28,458世帯（全体の81.6%）と圧倒的に多く、次いで共同住宅が6,033世帯（同17.3%）、長屋建が338世帯（同1.0%）となっている。

平成12年からの推移をみると、一戸建及び共同住宅は増加を続けており、平成12年の世帯数に対して一戸建は約1.1倍、共同住宅は約1.6倍となっている。それに対して、長屋建は減少を続けており、平成12年の世帯数に対して0.4倍となっている。（表13）

(表13) 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数の推移

年 次	総 数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
平成12年	31,566	26,963	781	3,774	48
17	32,697	27,356	758	4,541	42
22	33,130	27,789	503	4,786	52
27	33,833	28,037	420	5,331	45
令和2年	34,854	28,458	338	6,033	25

※平成12年の数値は合併前4市町村の合算値。

4 高齢者

○高齢化率32.5%

総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は32.5%となった。

高齢化率の推移をみると、昭和35年は6.2%であったが、昭和40年には高齢化社会とされる水準の7%に達し、平成12年には超高齢社会の水準である21%を上回った。その後も高齢化率は上昇を続け、令和2年では、人口の約3人に1人が高齢者であるという結果となっている。少子化が進んでいることも踏まえて、高齢化率は今後も上昇を続けると考えられる。（表14）

（表14） 高齢化率の推移

年次	総人口	不詳	65歳以上人口	高齢化率
	人	人	人	%
昭和35年	103,738	-	6,471	6.2
40	102,287	-	7,114	7.0
45	101,245	-	8,122	8.0
50	99,746	3	9,754	9.8
55	102,134	10	11,561	11.3
60	103,552	20	13,407	12.9
平成2年	104,499	23	15,932	15.2
7	106,563	7	19,526	18.3
12	106,016	20	22,753	21.5
17	104,634	1	25,318	24.2
22	101,202	336	26,574	26.3
27	98,611	293	29,110	29.6
令和2年	94,927	607	30,646	32.5

※総人口に年齢不詳を含む。

※高齢化率＝65歳以上人口÷（総人口－年齢不詳）×100

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

○高齢者のいる一般世帯の持ち家率93.9%

住宅に住む65歳以上世帯員のいる一般世帯を住宅所有関係別にみると、持ち家が93.9%を占め、一般世帯全体の持ち家率78.7%と比べ、65歳以上世帯員のいる一般世帯の持ち家率のほうが大きく上回っている。（表15）

(表15) 一般世帯及び65歳以上世帯員のいる一般世帯の住宅所有関係別構成比

	一般世帯		65歳以上世帯員のいる一般世帯	
	実 数	構成比	実 数	構成比
	世帯	%	世帯	%
持ち家	27,429	78.7	17,760	93.9
公営・都市機構・公社の借家	250	0.7	154	0.8
民営の借家	6,362	18.3	905	4.8
給与住宅	590	1.7	34	0.2
間借り	223	0.6	66	0.3

○高齢者の4人に1人は就業者

65歳以上就業者数は7,496人で65歳以上人口の25.2%を占めており、高齢者の約4人に1人が就業者であるとの結果になった。

また、年齢別にみると、65～74歳は6,145人で平成27年に比べ1,487人(31.9%)増加し、75歳以上でも1,351人で107人(8.6%)増加した。(表16)

(表16) 年齢(2区分)、65歳以上就業者数

区 分	65歳以上 人口	不詳	65歳以上就業者			65歳以上 人口のうち 就業者の割合
			総 数	65～74歳	75歳以上	
	人	人	人	人	人	%
平成 7 年	19,526	17	4,873	4,151	722	25.0
12	22,753	28	4,953	4,115	838	21.8
17	25,318	95	5,124	3,905	1,219	20.3
22	26,574	326	4,401	3,253	1,148	16.8
27	29,110	307	5,902	4,658	1,244	20.5
令和 2 年	30,646	874	7,496	6,145	1,351	25.2

※65歳以上人口に労働力状態不詳を含む

※65歳以上就業者の割合＝65歳以上就業者数÷(65歳以上人口－労働力状態不詳)×100

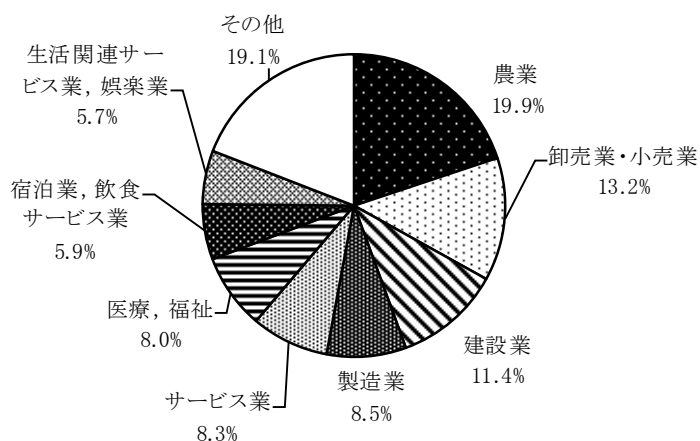
※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

○ 65歳以上就業者の19.9%が農業に従事

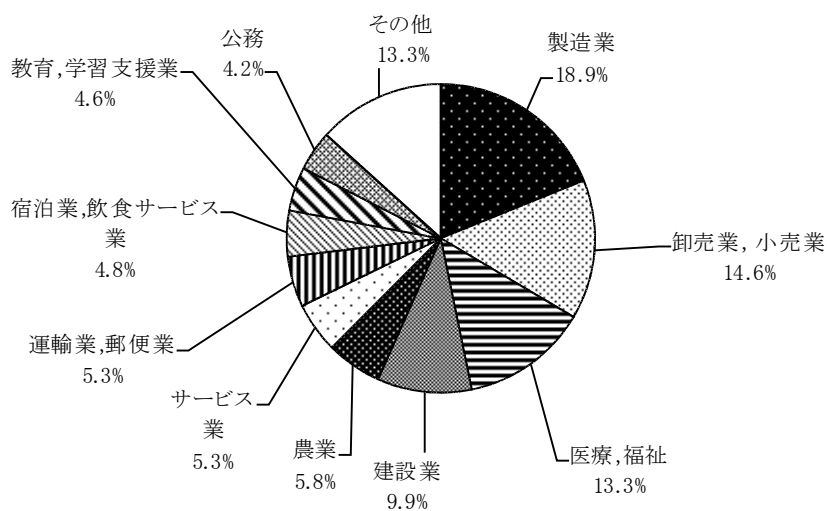
65歳以上就業者の産業大分類別構成比をみると、農業が19.9%で最も高く、次いで卸売業・小売業13.2%、建設業11.4%となっている（図G-1）

15歳以上就業者では、製造業18.9%、卸売業・小売業14.6%、医療、福祉13.3%の順となっている。（図G-2）

（図G-1） 産業大分類別
65歳以上就業者構成比



（図G-2） 産業大分類別
15歳以上就業者構成比



15歳以上就業者のうち65歳以上の就業者の割合をみると、農業では全就業者2,757人のうち、1,492人(54.1%)が65歳以上の高齢者であった。また、漁業では全就業者6人と少ないが、そのうち2人(33.3%)が65歳以上であった。一方で、鉱業・採石業・砂利採取業で0%、情報通信業で4.1%と65歳以上の就業者は少なくなっている。(表17)

(表17) 産業大分類別15歳以上就業者数及び65歳以上就業者数

区 分		15歳以上 就業者	うち 65歳以上 就業者	15歳以上 就業者のうち 65歳以上の 就業者の割合
		人	人	%
総	数	47,539	7,496	15.8
農	業	2,757	1,492	54.1
林	業	44	6	13.6
漁	業	6	2	33.3
鉱業，採石業，砂利採取業		27	0	0.0
建設業		4,689	851	18.1
製造業		8,964	636	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業		277	16	5.8
情報通信業		392	16	4.1
運輸業，郵便業		2,497	265	10.6
卸売業，小売業		6,952	987	14.2
金融業，保険業		685	47	6.9
不動産業，物品賃貸業		433	117	27.0
学術研究，専門・技術サービス業		921	159	17.3
宿泊業，飲食サービス業		2,264	445	19.7
生活関連サービス業，娯楽業		1,833	429	23.4
教育，学習支援業		2,197	186	8.5
医療，福祉		6,309	602	9.5
複合サービス事業		502	31	6.2
サービス業(他に分類されないもの)		2,514	622	24.7
公務(他に分類されるものを除く)		2,015	100	5.0
分類不能の産業		1,261	487	38.6

※65歳以上就業者の割合＝65歳以上就業者数÷15歳以上就業者数×100

5 労働力

○完全失業率 3.5%

15歳以上人口83,253人の労働力状態をみると、労働力人口（就業者＋完全失業者）は49,275人で、平成27年に比べ1,603人（3.2%）の減少となった。

労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は61.4%で、平成27年の59.8%に比べ1.6ポイント上昇した。

一方、完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は3.5%で、平成27年の3.9%に比べ0.4ポイント低下した。また、完全失業率を年次別にみると、平成2年には低下したが、その後、平成22年まで上昇している。（表18）

（表18）労働力状態別15歳以上人口の推移

年 次	総 数	労働力人口			非労働力人口	労働力率	完全失業率
		総 数	就業者	完全失業者			
	人	人	人	人	人	%	%
昭和60年	81,941	53,996	52,527	1,469	27,859	65.9	2.7
平成 2 年	84,542	54,977	53,728	1,249	29,510	65.0	2.3
7	88,332	57,223	55,598	1,625	31,066	64.8	2.8
12	89,730	56,053	53,800	2,253	33,621	62.5	4.0
17	90,432	55,062	52,230	2,832	34,628	60.9	5.1
22	88,321	51,816	48,425	3,391	35,182	58.7	6.5
27	86,488	50,878	48,890	1,988	34,258	59.8	3.9
令和 2 年	83,253	49,275	47,539	1,736	31,015	61.4	3.5

※総数に労働力状態不詳を含む。

※労働力率＝労働力人口÷（15歳以上人口－労働力状態不詳）×100

※完全失業率＝完全失業者数÷労働力人口×100

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

○第3次産業の就業者数が増加

15歳以上の就業者数は47,539人で、平成27年と比べ1,351人（2.8%）減少した。これを産業3部門別にみると、第1次産業が2,807人（全体の5.9%）、第2次産業が13,680人（同28.8%）、第3次産業が29,791人（同62.7%）となっており、就業者の約6割が第3次産業に従事している。

産業3部門別就業者数の割合の推移をみると、第1次産業、第2次産業ともに年々減少傾向であるが、それとは逆に第3次産業の増加傾向が続いている。（表19）

(表19) 産業3部門別就業者数、構成比の推移

年 次	総 数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能の産業	
		実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
昭和60年	52,527	8,752	16.7	16,343	31.1	27,410	52.2	22	0.0
平成 2 年	53,728	7,043	13.1	18,221	33.9	28,455	53.0	9	0.0
7	55,598	6,270	11.3	18,877	34.0	30,418	54.7	33	0.1
12	53,800	4,655	8.7	18,545	34.5	30,545	56.8	55	0.1
17	52,230	4,586	8.8	16,003	30.6	31,396	60.1	245	0.5
22	48,425	3,562	7.4	14,218	29.4	30,039	62.0	606	1.3
27	48,890	3,286	6.7	14,165	29.0	30,484	62.4	955	2.0
令和 2 年	47,539	2,807	5.9	13,680	28.8	29,791	62.7	1,261	2.7

※平成12年以前の数値は合併前4市町村の合算値。

○販売従事者が大幅減少

15歳以上就業者数を職業大分類別にみると、「生産工程従事者」が8,403人（全体の17.7%）で最も多く、次いで「事務従事者」が7,182人（同15.1%）、「専門的・技術的職業従事者」が6,581人（同13.8%）となっている。

平成27年と比べると、大きく増減があったものは、「専門的・技術的職業従事者」が293人（4.7%）増えており、一方で「販売従事者」が734人（13.4%）減少している。（表20）

(表20) 職業(大分類)別15歳以上就業者数の推移

区 分	平成27年	令和2年
	人	人
総 数	48,890	47,539
管 理 的 職 業 従 事 者	1,025	837
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	6,288	6,581
事 務 従 事 者	7,226	7,182
販 売 従 事 者	5,466	4,732
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	6,123	5,838
保 安 職 業 従 事 者	1,157	1,164
農 林 漁 業 従 事 者	3,076	2,635
生 産 工 程 従 事 者	8,519	8,403
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	2,270	2,244
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	3,165	2,839
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	3,644	3,848
分 類 不 能 の 職 業	931	1,236